



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

NO. 25

先月に引き続き、憲法改正に伴う「国民投票」の仕組みなどから、「国民投票の流れ」についてフッキーがお伝えします。

国民投票の流れ(概要)

○まず国会では!

「憲法改正原案の発議」：衆院議員100人以上、参院議員50人以上の賛成が必要だよ。

「衆参両議院にて憲法改正原案 可決（衆・参総議員の3分の2以上の賛成が必要）」

「憲法改正の発議」：国民に憲法改正案の提案がされるよ。

「国民投票期日の決定」：発議後、60日から180日以内に期日が決定し、執行されるよ。

○次に!

「国民投票広報協議会」が設置され、国民投票の方法などや手続きに関して必要な事項を周知するんだ。

○いよいよ投票!

投票は、「憲法改正案ごとに一人一票」。期日前投票や不在者投票、在外投票などが認められているよ。

○最後に開票!

憲法改正が国民に承認されるのは、賛成投票の数が投票総数の「2分の1」を超えた場合だよ。

○その後! 内閣総理大臣が「憲法改正の公布」のための手続きをとるよ。

もし、これまで「選挙なんて関心がない」って思っていたなら、きっかけやタイミングはそれぞれでも、自身の明日からを誰かに決められるんじゃなく、自分自身で選ぶという気持ちで選挙に関心を持ってほしいな。

有権者のみんな、
注目!



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055 (262) 4111